『令和８年度　私立幼稚園等補助金事務手続きについて』

（幼稚園事務担当者の方へ）【新制度移行園対象】

１．私立幼稚園等補助金の種類

（１）入園料補助金

80,000 円を上限とした、入園料に対する補助金です。

※対象となる補助金の種類は、「令和８年　補助金のおしらせ（保護者のみなさまへ）」をご参照ください。

（２）保育料等に対する補助金

〇保育料（特定負担額）補助金

特定負担額に対する補助金です。

住民税所得割に応じ、月額 1,800 円～6,200 円を上限に給付します。

（３）預かり保育料に対する補助金

①施設等利用費

日額 450 円かつ月額 11,300 円を上限とする国の補助金です。

※施設等利用給付第３号認定の場合は、日額 450 円かつ月額 16,300 円が上限です。

②満３歳児預かり保育料補助金

区から保育の必要性の確認を受けた方が対象です。

日額 450 円かつ月額 16,300 円が上限です。

２．申請方法

一度にすべての補助金を申請することができます。

原則、電子申請となります。区指定の入力フォームより、保護者から区へ直接申請していただきます。詳細やアドレス等は、『令和８年度　補助金のおしらせ（保護者のみなさまへ）』をご覧ください。

※保護者から紙の申請書を利用しての申請を希望する申出があった場合は、「申請書」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）（第４号様式）」をあわせてお渡しください。

保護者が紙で申請する場合も、保護者から区へ直接申請となります。（郵送可。ただし、未着等の責任は負いかねます。）

３．申請期間

申請期間	【一斉申請期間】 令和８年７月９日（木）～令和８年７月３０日（木） ※上記期間を過ぎても申請を受付できますが、補助金の交付時期は遅れます。
申請期限	令和９年３月３１日（水） ※令和９年４月１日（木）以降の申請は一切受付できません。

4．補助金支給時期について

	第１期	第2期	第3期
支給対象月	4～8月	9～12 月	1～3月
保護者への支給時期	10 月末	2月末	5月末

5．幼稚園事務担当者様への依頼事項

（1）保護者あて書類の配布

対象の保護者あて、配布をお願いします。

園児１人につき１セット配布	・『令和８年度　補助金のおしらせ（保護者のみなさまへ）』
紙での申請を希望する保護者	・『施設等利用費交付請求書及び新宿区私立幼稚園等入園料・保育料補助金交付申請書兼口座振替依頼書（第１号様式）』 ・『≪記載例≫施設等利用費交付請求書及び新宿区私立幼稚園等入園料・保育料補助金交付申請書兼口座振替依頼書（第１号様式）』
適宜配布	・『領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）（第４号様式）』

【注意点】

①令和８年４月以降に退園した園児がいる場合は、新宿区から保護者に直接書類を送付します。
該当者については『園児異動に伴う在籍証明書（第６号様式）』にてお知らせください。

②『領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）（第４号様式）』について、第２期分及び第３期分は別途、園を通じて保護者宛の提出依頼通知を発出します。保護者への配布について、ご協力をお願いします。

③年度途中で入園した「新宿区在住の方」や「新宿区へ転入された方」にも、忘れずに配布をお願いします。

④内訳書に記載いただくのは、施設等利用給付第２・３号認定の方及び満３歳児クラスで保育の必要性の確認を受けた方のみです。
新宿区が作成した「２号認定・満３歳児保育の必要性の確認リスト」をご参照ください。

（2）園則の提出

令和８年度園則を、以下の期限までにご提出ください。

【提出期限】令和８年７月 28 日（火）必着

※新宿区内に所在する幼稚園で、昨年 10 月の入園児納付金調査にてご提出いただいた園則から、その後、各納付金額に変更がない場合は、提出不要です。

（3）『特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収額確認書』等の作成

園児の在籍や保育料等の納入状況確認のため、以下の書類の提出をお願いします。

提出書類	①特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収額確認書（第２号様式） ②特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収額確認内訳書（第３号様式）
提出期限	**令和８年９月 16 日（水）必着**

【注意点】

①電子データでの提出も可能です

新宿区ホームページに書式のデータを掲載しております。ダウンロードしてお使いください。

※電子データ提出先：yochien@city.shinjuku.lg.jp

②第２期、第３期分の作成については、別途依頼します。

（４）『園児異動に伴う在籍証明書（第６号様式）』の提出

年度途中に園児の退園・休園・転出または入園・転入が生じた場合は、必ず提出が必要です。

※補助金を返還していただく場合や、転出入先と調整が必要な場合があります。異動の事由が判明次第、速やかに提出をお願いします。（FAX、郵送、電子データのいずれかでご提出ください。）

≪書類提出期限一覧≫

提出書類	提出期限	備考
（２）令和８年度園則	令和８年７月 28 日（火）必着	
（３）提供証明書兼領収額確認書等	令和８年９月 16 日（水）必着	第２期以降は別途依頼
（４）園児異動に伴う在籍証明書	随時提出	異動事由判明次第

６．問い合わせ先

教育委員会事務局　学校運営課幼稚園係

〒160-8484

新宿区歌舞伎町１－５－１　区役所第一分庁舎　４階

電話：０３－５２７３－３１０３（直通）

FAX：03－５２７３－３５８０

メール：yochien@city.shinjuku.lg.jp